

住宅用再生可能エネルギー設備等(太陽光発電・定置用蓄電池)設置補助金制度のご案内

加須市では、令和5年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、ゼロカーボンシティの実現を目指しています。

個人住宅を対象とする住宅用再生可能エネルギー設備等の補助制度をぜひご活用ください。

1. 対象者

・自己居住目的で市内に専用住宅を所有している方、又は新築する方で、当該住宅に未使用の対象設備を設置する方(3月24日までに設置が完了すること)

・補助金の申請時において、市税などに滞納がない方

※補助金の交付は、1世帯の専用住宅につき、各補助対象設備において1回が限度となります。

※太陽光発電システムのみ、又は定置用蓄電池のみを設置する場合も補助の対象となります。

※屋根の賃貸などによる設置(事業用の発電設備)は補助の対象となりませんのでご注意ください。

2. 対象設備および補助額

必ず工事着工前に申請し、交付決定通知後に着工してください。

※工事着工後の申請は、補助対象になりません。

・住宅用太陽光発電システム

1kw 当たり2万円(上限5万円)

・定置用蓄電池

5万円

3. 対象経費

・本体及び付属機器の購入費用(税抜き)

・設置工事費用(税抜き)

4. 申請期間

令和7年5月1日(木)から令和8年1月30日(金)まで

※先着順に受け付け、予算額(1,000万円)に達し次第終了となります。

5. 申請窓口

加須市役所 環境政策課に直接持参してください。

※騎西総合支所、北川辺総合支所及び大利根総合支所では受け付けませんのでご注意ください。

6. 申請から交付までの流れ

(1)環境政策課窓口に必要な書類を提出

【提出書類】

① 住宅用 再生可能エネルギー設備等設置補助金交付申請書(様式第1号)

② 住民票の写し(※)

- ③ 市税完納証明書(※)
- ④ 課税資産(家屋・土地)明細書の写し又はそれに代わるもの(※)
- ⑤ 見積書の写し
- ⑥ 太陽電池の合計公称最大出力値が確認できる書類の写し(太陽光発電システムの場合)
- ⑦ 型式及び設備を構成する蓄電池の蓄電容量が確認できる書類の写し(定置用蓄電池の場合)
- ⑧ 工事前の現場写真
- ⑨ その他、市長が必要と認める書類
- ⑩ 個人情報の確認に係る同意書(様式第2号)

※②の書類は、市民課又は各総合支所市民税担当で取得できます(有料)。

※③及び④の書類は、税務課又は各総合支所市民税務担当で取得できます(有料)。

※⑩の書類を提出する場合は、②～④の書類を省略できます。

※転入予定の方は現在お住まいの住民票を提出してください。

(2)市が申請者に交付決定通知を送付

【申請者に送付する書類】

- ① 住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付決定通知書(様式第3号)

※交付決定がなされた後に、申請内容に変更が生じた場合は、住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付申請変更承認申請書(様式第5号)を提出してください。

※交付決定後の工事着手をお願いします。

(3)工事完了後、実績報告書を市に提出(郵送も可)

(工事完了後 30 日以内、又は3月 24 日までのどちらか早い日)

【提出書類】

- ① 住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金実績報告書(様式第8号)
- ② 領収書及び補助対象経費の内訳が示された書類の写し
- ③ 補助対象設備の設置工事完了後の写真
- ④ 太陽電池の保証書の写し、電力会社との契約内容が確認できる書類の写し(太陽光発電システムの場合)
- ⑤ 設置場所の案内図、保証書の写し(定置用蓄電池の場合)
- ⑥ そのほか、市長が必要と認める書類

(4)市が補助金の確定通知書を申請者に送付

【申請者に送付する書類】

- ① 住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金交付額確定通知書(様式第9号)

(5)請求書を市に提出

【提出書類】

- ① 住宅用再生可能エネルギー設備等設置補助金請求書(様式第10号)

※交付対象者に押印 必要(認印可)